

第13回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成27年10月27日（火）13:30～14:19
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大崎貞和（座長）、岡素之（議長）、森下竜一
 - （専門委員）川本明、久保利英明、小林三喜雄、道垣内正人、圓尾雅則
 - （政府）松永内閣審議官
 - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、佐久間参事官、野澤企画官
 - （事業者）一般社団法人 日本経済団体連合会
 - （法務省）大臣官房司法法制部 鈴木参事官
大臣官房司法法制部 中保部付
大臣官房司法法制部 遠藤部付

4. 議題：
 - （開会）
 1. グループ企業間の法律事務の取扱いの見直し
 - （閉会）

5. 議事概要：

佐久間参事官 それでは、皆様、大体お揃いのようなので、これから第13回「規制改革会議 投資促進等ワーキング・グループ」を開催したいと思います。

皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、岡議長が御出席されているほか、松村委員におかれましては、所用により御欠席と聞いております。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとしておりますので、御了承願います。

以後の進行は、大崎座長、よろしく願いいたします。

大崎座長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、今期の新規の案件でございますが、グループ企業間の法律事務の取扱いの見直しについて議論したいと思います。

本日、事業者として、日本経済団体連合会、それから、関係府省として法務省から御出

席をいただいております。

それでは、まず、本件に関する要望をいただいております、経団連からの御説明をお願いいたします。

日本経済団体連合会（長谷川氏） ありがとうございます。長谷川と申します。

本日は、要望を御説明させていただく機会をいただき、誠にありがとうございます。

本件要望については、取りまとめをしていただいている経団連の名前をお借りしまして、冒頭御説明をさせていただきます。

平素は、経団連の会員企業の一員として業務に当たっており、今回の要望を御検討いただけたらという実務上の思いを強く持っておりますので、そういった観点で御説明をしていきたいと思っております。

お手元に資料をお配りさせていただいております、1つ目が資料1 - 1で、本件要望の概要をA4、1枚で記載したものです。

参考資料といたしまして、資料1 - 2、A4横のペーパーで、過去、この要望に関連する検討経緯ですとか、それから、今回、また改めて御説明するに至った背景等を記載した簡単なレジュメを御用意しております。

資料1 - 1を基に概略の御説明をさせていただければと思っております。

現状、グループ企業間で法律事務が発生する場合に、親会社の立場で、連結対象の会社、持分法の会社、複数の子会社があるのですが、その子会社の法律事務事案について、親会社が相談を受ける、あるいは親会社の視点で各社にアドバイスをしたり、一緒になって弁護士ですとか、法律事務所のアドバイスを受けるといった業務が発生しております。

これは、日常的に発生しております、ただ、これまでの弁護士法第72条の解釈ですと、72条の規制を受けることになっており、この点について、今回、問題意識を提起させていただくものです。

先に（b）の要望理由のところに記載させていただいておりますが、過去と比べて、近年、ますますグループ経営ということが実質的にも外面的にも注目されておまして、企業グループ全体でリスク管理を考えるような時代になってきたという実感がございます。

情報の集約ですとか、リスク管理意識の統一ですとか、あるいは経営の効率性の観点から、親会社がグループ全体の法律事務を扱うという日常的な必要性があるために、弁護士法第72条で、親会社と子会社が、実質的な他人性を欠くという解釈をこの中でしていただければ、子会社の法律事案であっても、機動的に親会社が、その法律事務を行うことができるのではないかなという問題意識を持っております。

御参考までに記載をさせていただいているのですが、2012年度の改革要望でも、こういった要望を経団連から出させていただいております、その政府回答の中においては、例えば、悪質な、脱法的に、親子関係を創出しているような事案を使って、この弁護士法の第72条の規制を逃れるような、そういった動きも懸念として出されているのですが、こういった悪質な事例が、法規の逸脱したものであるという判例でしたり、取り扱いも明確に

行政サイドから出されていることもありますので、この点を理由にして、いわゆる親子間の他人性を欠くという認識を除外するような解釈は、あまり合理的ではないのかなと考えております。

親会社の子会社の法律事務を行っていく上での論点というのは複数ありまして、後ほど、参考資料の中でも御説明させていただきたいと思うのですが、本件要望が、具体的に受け入れられた場合に、親会社はかなり機動的に、その対価も得ながら、子会社が負担すべきコスト等も認識しながら、グループ全体で法律事務を行っていくことができるのかなという認識を持っておりまして、本日、皆様に議論をいただければなと思っております。

資料1 - 2のところ、補足的な御説明資料を準備しておりますけれども、1ページ目、2ページ目の経緯(1)(2)に関しては、2002年に総合規制改革会議の中で、企業の立場から消費者保護の必要性が薄い事業者向けのサービスについては、弁護士法72条の業務独占範囲の対象外とするような形で提言がなされておりまして、司法制度改革推進本部等で、この検討がなされた経緯がございます。

それから2012年には、同じ経団連の規制改革要望の中で、本件に類似した要望を出させていただいておりまして、その場における法務省の回答というのを、ここに経緯として記載しております。

もう一枚、ページをおめくりいただきまして、右下に4ページと記載があるところですが、法務省さんとの議論の中でも、幾つか論点が出ておりまして、他人性というものをどう解釈していくのかという点について、これまでのところは、完全子会社であっても、他人性の要件を欠くという要件には該当しないという見解をいただいております。

2012年の要望と比較して、若干要望の内容を変えているところもございまして、例えば、親会社が100%出資している子会社であれば、ほぼ、この他人性の要件を欠くと認識してもいいのではないかなというような位置づけで、そこまで厳密には設定しておりませんが、一定の基準を満たしたグループ企業間での法律実務については、適用除外としてもいいのではないかなというような切り口で、今回、要望を出しております。

4ページの下段に、記載をさせていただいておりますけれども、現状の弁護士法72条のたてつけでは、たとえ、親子会社間であっても、親会社の子会社の法律実務を担う場合に、報酬を伴って、その業務を行うわけにはいけませんので、現状は、そういった意味では、企業間で精算はなく、人件費の対価等も子会社から得ることもなく、無償の形で、業務を提供しているのが実態でございます。

ただ、これは、受益者負担の観点で、適正なコストを個社単位で認識するという企業実務の基本からいくと、若干、例外的な取り扱いになっておりまして、また、実務の上からは、一般論として、会計上であったり、あるいは法人税法の問題上も、子会社に対して、親会社が役務を無償で提供して、その寄附行為や利益移転に当たるような形で処理をしているのではないかなといった形で指摘を受ける懸念もあろうかと、考えております。そうした法体系と税体系、会計体系の整合性も、今後はとっていく必要があるのではないかなとい

う問題意識を持っております。

次の5ページ以降のところでも、他人性ですとか、報酬の有無に加えて、その法律事務に事件性があるのか、ないのかといった観点でも議論が行われてきたという経緯を記載しております。

6ページに記載しているところが、一番企業の中で実務をしていく上では問題意識が強い背景のところでございます。法律事務と一口に申し上げましても、例えば、第三者との訴訟事案があるとか、そういった事案で、本社の法務セクションの人間が動くというようなものは、全体の中の割合でいくと、非常に小さいものでございまして、大体的場合は、例えば、法律の改正があったり、コンプライアンス上、問題になるような事案が世間で発生したときに、グループ会社全体に対して、そういった違法事案が発生する芽がないかというところを、親会社の視点で広くチェックし、グループ会社に共有していくというような業務が過半を占めており、感覚的には、親会社の法務業務の全体の8割ぐらいを占めているような感じでございます。

そういったグループ全体のリスク管理でしたり、働きかけについても、この弁護士法72条の規定が、ちょっと適用されてしまうと、なかなか機動的に、親会社として動きづらいなという実感がございますので、今回の要望につながっております。

7ページのところは、グループ間の法律事務の取り扱いに関する日弁連さんの考え方についても、過去公表されたものを抜粋で記載をさせていただいております。

すみません、時間に限りがある中で、とうとうと、こちらの要望の趣旨だけ御説明をいたしました。私からは、以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御要望に関しての法務省からの御説明をお願いいたします。

法務省（鈴木参事官） 法務省大臣官房司法法制部で参事官をしております鈴木と申します。

本日は、グループ企業間の法律事務の委託に関する弁護士法第72条の適用に関して、御説明の機会をいただき、ありがとうございます。

御説明の便宜のため、参考判例及び参照条文を記載した1枚紙を資料として配付いたします。

まず、グループ企業間、特に完全親子会社間の法律事務の委託に関する弁護士法第72条の適用に関する御説明に先立って、簡単に同条の構成要件及び趣旨について御説明します。

弁護士法第72条は、弁護士又は弁護士法人ではないものによる法律事務の取り扱い等を禁止しており、同条の規定に違反した者については、同法77条3号により、2年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられることとされています。

このように、弁護士法第72条本文は、刑罰法規として犯罪の構成要件を定めています。

具体的には、「弁護士又は弁護士法人でない者」が、「報酬を得る目的」で、他人の「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等、行政庁に対する不服申立事

件、その他一般の法律事件に関して」、「鑑定、代理、仲裁もしくは和解その他の法律事務を取り扱う」ことを「業とする」ことを構成要件としています。

その立法趣旨については、昭和46年7月14日の最高裁大法廷判決があります。

ここでは、「弁護士資格もなく、弁護士法の規律にも服さない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係者らの利益を損ね、法律生活の公正円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられた」と判示しています。

他方、弁護士法第72条は、そのただし書において、この法律または他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではないとしています。

これにより、例えば、他の隣接法律専門職の業法のように、他の法律において、法律事務を取り扱うことを業務として認めている場合には、本文の規制が及ばないという点を明らかにしています。

それでは、このたび、御要望のありました、グループ会社間の法律事務の委託に対する、弁護士法第72条の適用についての基本的な考え方について御説明します。

最初に総論的な考え方を申しますと、完全親子会社間の法律事務の委託の場合、法務省としましては、完全親子会社間の法律事務の取り扱いであるとの一事をもって弁護士法第72条の構成要件該当性を否定されるなど、同条に違反しないとすることは困難であると考えています。

しかしながら、他方で、親会社の法務部が、通常行っているとされる非係争案件について、完全親会社が完全子会社からの委託を受け、その法律事務を取扱う場合においては、先ほど、述べました弁護士法第72条の趣旨からしまして、基本的には、同条に違反しないとされる場合が多いのではないかと考えています。

もっとも、弁護士法第72条は、罰則の構成要件を定めた規定であり、その解釈、適用は捜査機関、最終的には、裁判所の判断に委ねられていることから、法務省の見解は、捜査機関や裁判所の具体的事件における解釈適用を拘束するものではありませんので、その点を留保した上での説明になることに御留意いただければと思います。

以上を前提としまして、構成要件該当性、違法性阻却事由の順に御説明します。

まず、構成要件該当性のうち、法律事件について御説明します。

弁護士法72条は、法律事件、すなわち「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して」法律事務を取り扱うことを業とすることを禁止しています。

このうち、訴訟事件等、具体的例示に続いて規定されている、その他一般の法律事件に関する判断を示したものとして、平成22年7月20日の最高裁第一小法廷判決があります。

この判決は、いわゆる事例判決ということになるかとは思いますが、弁護士資格等がない者らが、ビルの所有者から委託を受けて、そのビルの賃借人らと交渉して、賃貸者契約

を合意解除した上で、各室を明け渡させるなどの業務を行った行為につき、弁護士法第72条違反が争われた刑事事件において、「その業務が、立ち退き合意の成否等をめぐって交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避であるという案件にかかるもの」であるとして、「その他一般の法律事件」に関するものであると判示しています。

その意味で、この判決は、弁護士法第72条本文の「その他一般の法律事件」とは、「訴訟事件」等の具体的例示と同視し得る程度に法律関係に争いがある案件でなければならないとする解釈に親和的な立場をとっていると理解することができます。

このような立場から申しますと、あくまでその解釈適用は、捜査機関、最終的には、裁判所の判断に委ねられる留保付きのものではありますが、企業の法務部で通常取り扱っている非係争案件につきましては、完全親会社が完全子会社から委託を受け、その法律事務を取り扱ったとしても、基本的には、そもそも「その他一般の法律事件」に該当しないとされるものが多いのではないかと考えています。

続きまして、他人の「法律事務」の要件について御説明します。先ほど申し上げました、弁護士法第72条の趣旨に照らせば、同条が対象とするのは、他人の法律事件に関する法律事務であると考えています。

法務省としては、完全親子会社であっても、法人格が別である以上、完全親子会社間での法律事務の取扱いであるとの一事をもって同条が対象とする他人の「法律事務」に該当しないということは困難であろうと考えていますが、他方、当該、完全親子会社の実態や、法律事務の内容などに照らして、他人の「法律事務」に該当しないと解されることはあり得るものと考えております。

続きまして、「報酬を得る目的」につきまして御説明します。

弁護士法第72条本文は、「報酬を得る目的」で行う法律事務の取扱いを規制しており、完全親子会社間の法律事務の委託についても、「報酬を得る目的」がなければ、弁護士法第72条に違反することにはならないとされています。

ここに「報酬を得る目的」が何を意味するかについては、最高裁判所の判例が見当たらず、解釈に委ねられています。

一般的には、法律事務を取り扱うことと対価関係にあるものを指し、現金に限らず、物品や供給を受けることも含まれ、額の多少や名称のいかんは問わないと解されています。

完全親会社が取り扱った完全子会社の法律事務に関連して、子会社が親会社に対し、何らかの支出をした場合に、それが法律事務の処理に伴って必要となる費用と認められる場合には、同条に言う「報酬を得る目的」が否定される場合もあり得るのではないかと考えています。

構成要件に関する御説明は、以上です。

続きまして、違法性阻却事由について御説明します。

以上に述べましたような構成要件該当性が認められても、直ちに犯罪が成立するわけで

はありません。個別具体的な事件において、違法性が阻却されれば、犯罪は成立しないということになります。

一般論として申し上げます、完全親子会社間の法律事務の委託についても、正当な業務行為として違法性が阻却される場合はあり得ると思われま

しかし、どのような場合に、完全親子会社間の法律事務の委託につき違法性が阻却されるかは、個別具体的な事案ごとに、捜査機関、最終的には、裁判所が事案全体の諸事情を総合的に考慮して判断する事項であり、法務省として、その判断要素や判断基準を一概に申し上げることが容易でないことについては、是非、御理解いただきたいと思

なお、弁護士法第72条そのものではなく、他人から譲り受けた権利の実行を禁止する、弁護士法第73条に関するものではありませんが、違法性阻却事由に関する判断を示した最高裁の判例としまして、平成14年1月22日、第三小法廷判決があります。

この判決は、いわゆる事例判決ということになると思いますが、ゴルフ会員権の売買等を業とする会社が購入したゴルフ会員権等に基づいて、ゴルフクラブに対し、預託金の返還請求をしたことが、弁護士法第73条に違反するかどうか争われた民事事件に関するものです。

同判決は、「みだりに訴訟を誘発するなど、国民の法律生活上の利益に対する弊害が生ずるおそれがなく、社会的経済的に正当な業務の範囲内にあると認められる場合には、弁護士法第73条に違反するものではない」として、正当な業務行為とされる余地を認めています。

続きまして、本件要望についてですが、以上のとおり、平成15年の法曹制度検討会での議論も踏まえて、法務省としての弁護士法第72条の一般的な解釈を御説明しました。

本日、お示した法務省の見解が、捜査機関、裁判所による弁護士法第72条の解釈、適用を拘束するものではありませんが、御説明しましたとおり、親会社の法務部が通常取り扱っているとされる非係争案件について、完全親会社が、完全子会社から委託を受け、その法律事務を取り扱う場合においては、そもそも「その他一般の法律事件」への該当性が否定されたり、他人の「法律事務」や、「報酬を得る目的」といった構成要件該当性、さらには、正当な業務行為として違法性が阻却されることにより、一般的には、弁護士法第72条には違反しないとされることも多いのではないかと考えています。

他方、一定の基準を満たしたグループ企業間での法律事務の委託につき、弁護士法第72条の適用を除外するといった方向で、弁護士法の改正をすることについては、弁護士法第72条が刑罰法規であり、構成要件につき、明確性、画一性が求められるところ、完全親子会社関係の外形を作出するなど、弁護士法第72条を潜脱しようとする、あらゆるケースを想定した上で明確な基準を設けること、あるいは潜脱を防止する措置を講じることは極めて困難であること、また、社会経済実態としての違法性の評価が、企業法制のあり方等の諸要素によって相当変遷するものであること等を考えますと、国民の権利利益を擁護し、法秩序を維持するという弁護士法第72条の趣旨に鑑み、極めて慎重な検討を要するものと

考えております。

以上、グループ企業間の法律事務の委託につきまして、弁護士法第72条の適用関係等につきまして、法務省としての考え方を御説明いたしました。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御要望及び法務省からの御説明について、委員、専門委員の皆様から御意見、御質問等をいただければと思います。いかがでございましょうか。

久保利先生、どうぞ。

久保利専門委員 法務省にちょっとお伺いしたいのですけれども、この経団連からの要請事項と、ちょっと違うのかもかもしれませんけれども、親会社の法務部に弁護士がいたと。子会社にはいないと、親子関係はちゃんと立証されていると、そういう状態で、もし、子会社から親会社の法務部、これは、もちろん弁護士さんも関与するという前提ですけれども、それに相談があった場合に、これは72条と関係のない問題と理解していいのか、あるいは状況次第では、関係があると御理解になるのか、どちらでしょうか。

法務省（鈴木参事官） 御質問ありがとうございます。

子会社の法律事務を取り扱う主体が親会社であることを前提としますと、法律事務を取り扱う主体が弁護士そのものではないということになりますので、その一事をもって弁護士法第72条の構成要件該当性が否定されるということは、やはり困難ではないかと考えております。

もっとも、先ほど御説明いたしましたとおり、法務省としても親会社の法務部が通常取り扱っているとされる非係争案件につきまして、完全親会社が子会社から委託を受けて、その法律事務を取り扱うという場合については、そもそも、「その他一般の法律事件」の該当性が否定されたり、その他の構成要件の該当性が否定される場合もあり得ますし、違法性阻却という余地もあろうかと思っておりますので、そういった観点から、弁護士法第72条に違反しないということは、十分あり得るものと考えています。

久保利専門委員 私の感想みたいなことを申し上げますと、要するに、昔の議論は、みんな2003年とか、そういう時代の話なのですね。

要するに、このときは、弁護士がものすごく少なかったわけで、多分、企業の中にいた弁護士さんの数は、今、調べると、2003年で89名しかいない。

現在、企業の中にいる弁護士さんの数は1,442名になっているわけですね。すなわち、経団連も含めて、司法制度改革の要請があって、法曹の人口が2万人から3万7,000人ぐらいまで、この間、大きく変わったわけですね。

そういう状況の中で、そんなに弁護士が簡単に使えるようになった、そして、増えてきたという状況の中で、まだ、弁護士を1人も入れないで、立派な大企業の持ち株会社なり、100%親会社が法律相談を子会社のためにやっているということ自体が、私は、かなり時代遅れといえますか、非常に違和感があるのです。

したがって、法務省にも言いたいのは、少なくとも親会社に弁護士が最低1人いた場合、

そのときに、どうしてこれを72条の問題として企業に対して、非常に煮え切らないといえますか、そういうことをおっしゃるのだらうと。むしろ、それは弁護士がいればいいですよと言ってあげたら、多分、経団連のほうも随分助かるだらうと思います。しかも、昔の弁護士と違って、もう先生などと呼ばれたい人はいませんし、普通の従業員と同じような金額で採用しているわけですね。

だから、そういう大きな変化、ここ十数年の変化というのを考えて、今の規制の理解というのも変えていくべきだと思うし、そして、経団連のおっしゃるとおり、今やグループ経営ですから、コンプライアンスにしても、全てグループで考えなければいけないとそもそも金商法でも会社法でも、そう要求しているわけですから、そういう中で、法務省だけがエンティティーが違うから、よって72条だという理解でおっしゃると、多分、社会との平仄が合わなくなってきているのではないかと。そういう点で、経団連には、1人ぐらい弁護士を入れたらどうということを申し上げたい。

もう一方で、法務省のおっしゃっているのは、今のグループ経営という考え方を理解したならば、もう少し柔軟に対応してもいいのではないのかという、私の感想でございますけれども、そうしないと、本当に立派なコンプライアンスであるとか、こういうことが日本で実現できなくなってしまうのではないかと。そのほうが、よっぽど大きなマイナスではないかと、私は考えます。

その意味では、参考資料の日弁連の考え方というのが、経団連さんから、御参考2として出ていますけれども、私は、この2003年のときと、今との変化を考えると、むしろ、のところに弁護士が関与していることや云々とありますけれども、ここを弁護士が関与しているということを条件づければ、多分、すごく収まりのいい考え方なのではないかと思っております。その意味では、当然、法務省も日弁連といろいろすり合わせをしたり、協議をすることが必要なのだらうと思っておりますけれども、私は、個人の意見としては、こののところに弁護士が関与しているということを要件として、全て親会社が子会社の相談に応じることは問題ないと、はっきりとした方針をお出しになったらどうかということをご提案しております。

以上です。ありがとうございました。

大崎座長 ありがとうございます。

ちょっと、今の久保利先生の御指摘に関連して、法務省に確認したいのですが、先ほどの御説明の中で、何度か100%子会社と親会社との間でおっしゃったのですが、それは、御要望が100%子会社と親会社の間でと前提がついていたので、そうおっしゃったと理解してよろしいのですかね。

それとも、法務省として、例えば、ここで日弁連が言っているような連結決算の関係にある親子会社間というところまで広くいくと、話は相当違うとお考えなのか、そこをちょっと確認させていただければと。

法務省(鈴木参事官) 御指摘のとおり、今回の検討は、御要望のあった内容を前提に、

法務省としての考え方を検討してきたというものです。

大崎座長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

道垣内専門委員 昨今、コンプライアンスが厳しく言われている中で、曖昧なルールのもとで大丈夫だろうという判断、すなわち、一番優しい解釈をもとに行動するというのは、なかなか危ないのだろうと思います。

この条文上、特に法務省のお考えだと、事件性というのは、随分重視されているように見えるのですが、この条文の読み方として、その他一般の法律業務と分けて書いてあるわけですから、それでも「事件性」が必要で、そこさえ外れば大丈夫だという解釈が、どれくらい大丈夫なのかということを知りたいと思います。他方、経団連のお考えの「他人性」のほうは、条文上は出てこないのですけども、これは日本語の常で、この点、曖昧な部分が残るわけですけども、これは当然の前提になっていると思うので、そういう意味では、こちらのほうが、まだわかりやすいかなと思います。

なお、先ほど、久保利先生が、日弁連の考え方を評価されているというお考えをお示しになりましたが、これは、一応違法だけでも、正当業務行為だから許されるという全体の枠組みが、相当危ない感じがします。全体として大丈夫だということでないで安心できず、それが本当にそうなのかということもよくわからないところなので、何かもう少し明確なものを出せないものかと思います。

条文上も大丈夫で、これによって行動しておけば大丈夫だという、本当に明確なクリアなガイドラインが示せばいいと思うのですが、何かお考えはないでしょうか。

法務省（鈴木参事官） お答えいたします。

まず、事件性の要件については、これを考えないとした場合、処罰範囲が著しく拡大してしまい、本弁護士法第72条が想定している範囲を超えて規制がかかってしまうということにもなりますので、今後も事件性の要件は必要であると理解しています。

次に、行動指針の点につきましても、先ほど御説明いたしましたとおり、今回、御要望のあった案件については、他人性、「その他一般の法律事件」、「報酬を得る目的」といった構成要件該当性の他、違法性阻却も含めて、さまざまな観点から検討の余地があるように思いますので、法務省としても検討を続けていきたいと考えています。

大崎座長 それに関してなのですが、先ほど、御説明の中では、こういう条文の解釈というのは、最終的には捜査機関あるいはもっと究極的には裁判所の判断によるのでということをおっしゃって、もちろん、それは、全くそのとおりなのですが、ただ、ほかの府省では、いわゆるガイドラインとか、解釈指針というような名前のものをいろいろ文書も含めて出しておられる例が多々ありまして、これももちろん最終的には特に刑事法に関するのであれば、捜査機関あるいは最終的には裁判所の解釈に当然委ねられる訳なのですが、ただ、所管の府省で、そういうものを出していただいているということで、民間の事業者としては、基本的には、それに依拠しながら動いていけば、捕まること

はないだろうという判断で、何とか回っているわけですね。

ですので、この弁護士法というのは、法務省が所管しておられるという理解でよろしいのですね。所管しておられる法律ですから、もちろん、最終的に裁判所でひっくり返るといことは、100%ないとはもちろん言えないのしょうけれども、何かそういう例を挙げるでもいいから、何か指針を示していただくと、非常にいいのではないかと思うのですけれども、いかがなものですかね。

法務省（鈴木参事官） 繰り返しになりますが、今回、さまざまな御指摘をいただいておりますので、今後、検討を続けてまいりたいと思います。

大崎座長 ほかに、どうぞ。

岡議長 ありがとうございます。

法務省のお話を伺っていて、環境の変化に対応しようという姿勢を感じました。ただ、先ほど久保利先生から弁護士の数の御指摘もありましたけれども、これはもともと昭和24年にできた法律ですからね。その当時は連結経営などという言葉はなかったわけで、今は決算だけではなくて、最近話題のコンプライアンスあるいはガバナンス、そういったものを含めたすべてが連結経営ということで、しばらくこの傾向は変わらないと思うのです。グローバルに見ても、そういう傾向がどんどん進んでいますからね。ほかの法律がどんどんそれに対応しているわけですから、この弁護士法72条についても、その流れに沿った形で、企業がしっかりガバナンスできて、しっかりコンプライアンスが維持できる、健全な経営ができる、という方向につなげるという姿勢でぜひ具体化していただいたらよろしいのかなと思いました。

私も経営者として、グローバル連結経営を実践してきたわけですが、親会社にしっかりした法務部を持って、ここに書いてあるようなことまで踏み込んでやるということではなくても、子会社、関係会社に対して、何かあったら何でも相談みたい、企業グループ全体として、コンプライアンスとかガバナンスがよりやりやすくなるような方向で御検討いただきたいと思います。

法務省（鈴木参事官） 御指摘ありがとうございます。

森下委員 全然素人なので、間違ったら申し訳ないのですけれども、実際にグループ間でやった場合、大きい会社の場合は、余裕もあって、法律にふれないような形で外に出してやると思うのですけれども、小さいところだと、自然に親子会社間でこういうのをやっていますね。

そうすると、それが、本来、違法性があるのであれば、みんな捕まえなければいけないという話になると思うのですけれども、逆に言うと、ほとんどのケースというのは、中小は見逃されているような話ですね。法律要件としては、實際上、事件性があるもの以外に関して言うと、ほとんどのところは、そのまま流れてしまっているのではないかと思うのです。そういう実情というのは、いいのですか。大企業間と中小企業間の間でものすごく差があるような気がするのですけれども。

法務省（鈴木参事官） 先ほど、経団連のほうからいただいた御要望というのは、主に非係争案件を念頭に置いたものであることからしますと、会社の規模にかかわらず、事件性がないとされるものが多いのではないかと考えております。

森下委員 逆に言うと、実態としては動いていて、よほどのことがない限りは、あまりこの72条の違反ということにならないわけですね。

法務省（鈴木参事官） おっしゃるとおり、会社の法務部で通常取り扱っているとされる非係争案件につきましては、事件性がなく、弁護士法第72条に違反しないとされることも多いのではないかと思います。

大崎座長 でも、多分そこは、気にされる会社さんは、やはり、恐らく違法なものではないだろうと、恐らくと思いつつも、もう一つ踏み込んだ違法ではないという判断を示してもらいたい。

森下委員 だから、逆に言うと、違法でないと、はっきりさせたほうがいい。今、経団連が言われている方向でないと、実態に沿わないのではないかと思います。それぞれの会社が別々に、同じファームに出してもいいわけですね。実質的には、例えば、外部のファームに委託して、同じようなことを行えたとしても、これは違反ではないですね。企業内の親会社にいったときだけが違法だという今のお話なのですね。違法になり得ると。そういう理解ですね。

法務省（鈴木参事官） そうですね。

森下委員 そうだとすると、企業内に弁護士さんをたくさん抱えられる状況の中で、あまり企業の内と外を意味するということは、実態に沿わないような気がするのですけれども。外で同じ弁護士の方が両方の案件扱っていても、外にやらせたら違法ではないわけですね。だから、外見上のお話をされているだけで、実態の話では全然ないところで言われているような気がするのですけれども。であれば、実態に沿って変えることが、何か問題があるのかなと不思議に思います、逆に言うと、より企業経営としてグローバルにコンプライアンスも一体化できるほうが、岡さんが言われたように、それは、まともな道ではないかと思うのですけれども。素人から考えると、なぜ、そのところに差があるのか、よく理解できないというか。

久保利専門委員 森下先生の意見は決して素人ではなくて、誰が見てもそうだと思うのです。今、ファームとおっしゃいましたが、ファームというのは、法律事務所という意味でお使いになっていると思うので、そうすると、外部の法律事務所でそうやったら、もちろん、弁護士に頼んだからいいのだと、でも、ここに弁護士がいても親会社に頼んだら、それは、親会社の立派な法務部に頼んでいるのに、それはだめだということがあるとすれば、とんでもない話なのではないかと。

弁護士が全くゼロのときに、果たしてそれでいいかどうかは、ちょっと考えを留保しますが、いた場合に、外の弁護士と内側にいる弁護士とが、そういうふうに法律上差別をされるというのは、72条のあり方としてもおかしいのではないかと私は思うのです。

ただ、そういう意味で、今のは、多分、私も一応弁護士としてプロだとは思いますが、プロも同感する御意見だったというふうに、森下さんの意見には賛同します。

大崎座長 ちょっと念のために確認しておきたいのですが、弁護士がいるか、いないかということだけで外形的に問題を解決できるかというのは、ちょっと留保の余地があるような気がして、つまり、弁護士事務所でも非弁行為が実際に問題になったケースというのはあるわけですね。つまり、弁護士が実際には受任しないで、他の人にやらせていたということで非弁行為になったという事例もあるので、弁護士を置いておけば大丈夫、いないと直ちに今度は非弁になってしまうというのも、これは、実態にそぐわないと、私は思うので、先ほど、法務省も、今、実際の法務部がやっているようなことの多くは、ここにそもそも該当しないのではないかとということをおっしゃったので、その辺は、弁護士の有無だけが決め手ではないということは、そういう理解でよろしいのですかね。

法務省(鈴木参事官) 先ほどの御説明と重複しますが、社内に弁護士がいても、法人名で法律事務の提供するような場合であれば、形式上は他人の法律事務と言わざるを得ないとは思いますが、先ほど、経団連からの御要望にありました法務部が通常処理しているような日常業務のようなものであれば、事件性がなく弁護士法72条には違反しないということも十分あり得るのではないかと考えています。

大崎座長 どうぞ。

岡議長 「経団連の要望に沿って」という鈴木さんのお話だったのだけれども、対象を100%子会社としてしまうと、かなり限られてしまうのではないですか。経団連さんも何とか突破口をつくらうとされたのだと思いますけれども、基本的な考え方を法務省に理解していただけるのであれば、100%子会社だけでなく、もう少し範囲を広げて、例えば、ほかの法律で決められている「子会社」の定義がありますね。実は、私は「関係会社」と言いたいだけでも、せめて子会社ぐらいのところまでは広げて御検討いただいてもよろしいのではないかと思います。混ぜ返して申しわけないけれども。

大崎座長 それは、非常に大事な点で、多分、他人性のところに着目されたので100%ということ強調されたのだと思うのですけれども、今、法務省がおっしゃっているように、事件性とか、正当業務行為とか、そっちによりフォーカスするのであれば、むしろ、誰が頼むかは、あまり本質的ではないということになるのですかね。

それとも、全くの第三者が、法務部がいるからと言って、頼んで法務部がお金をとると、これは、やはりまずいのですかね。

法務省(鈴木参事官) 今回の御要望が、100%の親子会社という理解でございましたので、そういった観点から検討してまいりましたが、御指摘のようなニーズがあることは承知しております。ただ、線引きをどこまでにするかという非常に難しい問題もありますので、今後、検討していく過程の中で必要に応じてやっていきたいと思っております。

川本専門委員 そういう意味では、さらに混ぜ返すことになって恐縮です。先ほどの経団連のお話だと、子会社の相談に対して親会社の法務部がきちんと時間をとって、どうい

うコンプライアンスがいいとか、どういう法形態がいいとか、そういうことを全社戦略に則って検討する、極めて重要なお仕事だと思うのです。その貴重な法務部の時間を使って、人的資源を使ったときに、それが実態としては、今、報酬なしということでやられているということですが、やはり、これは経済実態的にも、税務上の取り扱いから見ても、おかしいですね。

ちなみに、独禁法の問題などでも、最近非常にコンプライアンス、特に日本の企業が、これは海外の話なのですが、いろいろと高額な賠償金をとられたり、刑罰を受けたりしていることが大きな話題になっています。やはり、問われているのは、日本本社のヘッドクォーターがきちんと全体の法的なコンプライアンスをどうやって効果的に担保していくかということだと思います。それは経済実態としては、むしろ、混ぜ返すことになるかもしれませんが、堂々と、大企業のヘッドクォーターの法務部としてやらなければいけないことだと思うのです。ですから、それができるように、ぜひ御検討いただきたいと思っています。

日本経済団体連合会（三ツ石主幹） すみません、私どもが言いたいことをほとんど言っていたいたようなところがございますけれども、確認までに申し上げますと、100%子会社というのは例示でございます。他人性というところに、何か解決の糸口があるのではないかと。

例えば、法務省の資料で判例の御紹介をいただいておりますけれども、「みだりに他人の」というような、その他人とは、親子会社は他人なのかということもございまして、そこに着目して他人性のところで突破できないかということで要望を出させていただきましたけれども、私どもは例示として考えております。

それから、報酬というお話も川本専門委員からございましたけれども、子会社から利益を吸い上げようとしているわけではございませんで、コンプライアンスの体制を図っていく、あるいは対応の充実を図っていくという観点から、実費と言っているのかということもまた微妙でございますけれども、かかった費用を子会社に対して請求しないと、無償でサービスをグループ内で提供しているのではないかということになって、これも税務上・会計上で問題になったことはないと承知しておりますけれども、どうも気持ち悪いというところがございます。

あと、久保利専門委員から御指摘をいただきました社内弁護士でございます。こちらのほうにつきましては、これからも増えていくというのが望ましいと経団連として考えておりますけれども、中小も含めて、やはり連結経営というのはございますし、まだ、社内弁護士が行き渡っていないという現状もございますので、少なくとも、現時点で同じ会社であれば、法務部の仕事としてやっているものについて、グループ内、とりわけ100%子会社とか、そういったところについて情報提供あるいは相談に乗るということについて、できるということを何らかの方法で明確になるようにしていただきたいというのが私どもの要望でございます。その上で、弁護士等につきましては、何か上乘せの緩和があるということ

であれば、そちらについても御検討いただければと思います。

大崎座長 よろしいですかね。

それでは、どうも皆様、ありがとうございました。本件については、今日のところは、この議論はここまでということにさせていただきます。

本件については、当ワーキング・グループとして引き続き検討してまいりたいと思いますし、また、法務省のほうでも鋭意御検討をお願いしたいと思います。

あと、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

佐久間参事官 次回のワーキング・グループにつきましては、また、事務局より追って御連絡いたします。

大崎座長 それでは、これで会議を終了いたします。

どうも、皆様、お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございました。